

## 西宮市訪問指導事業実施要綱

### (目的)

第1条 健康増進法等に基づき、市が実施する健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高い者、放置しておけば要介護状態等になる者等に対して家庭訪問を行い、生活習慣病の予防あるいは介護予防について適切な保健指導を行うことにより、市民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 対象者は、西宮市民とし、在宅において次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 健康診査の結果、メタボリックシンドローム等のリスクが高く、個別に支援が必要とされる者、精密な検査や治療が必要な者等
- (2) 介護予防の観点から支援が必要な者及びその家族
- (3) その他健康管理上訪問指導が必要な者

### (従事者)

第3条 医師、保健師、栄養士等が従事する。

### (指導医)

第4条 訪問指導事業を円滑に運営するために指導医をおく。

- 2 指導医は、必要に応じて主治医との連絡調整を行い、事業実施に際して指導助言を行う。

### (内容)

第5条 指導の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 健康診査の受診結果に関する指導助言
- (2) 生活習慣病予防等に関する相談、指導助言
- (3) 在宅における介護予防、介護等に関する指導助言
- (4) その他健康管理上必要な指導助言等

### (関係機関との連携)

第6条 この事業の実施にあたっては西宮市医師会、西宮市歯科医師会など関係機関等と密接な連携を図るものとする。

### (細則)

第7条 この要綱に定めるものの他運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

- この要綱は、平成 2年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成 4年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成 7年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成 12年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成 15年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成 16年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成 18年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成 19年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成 20年4月1日から施行する。